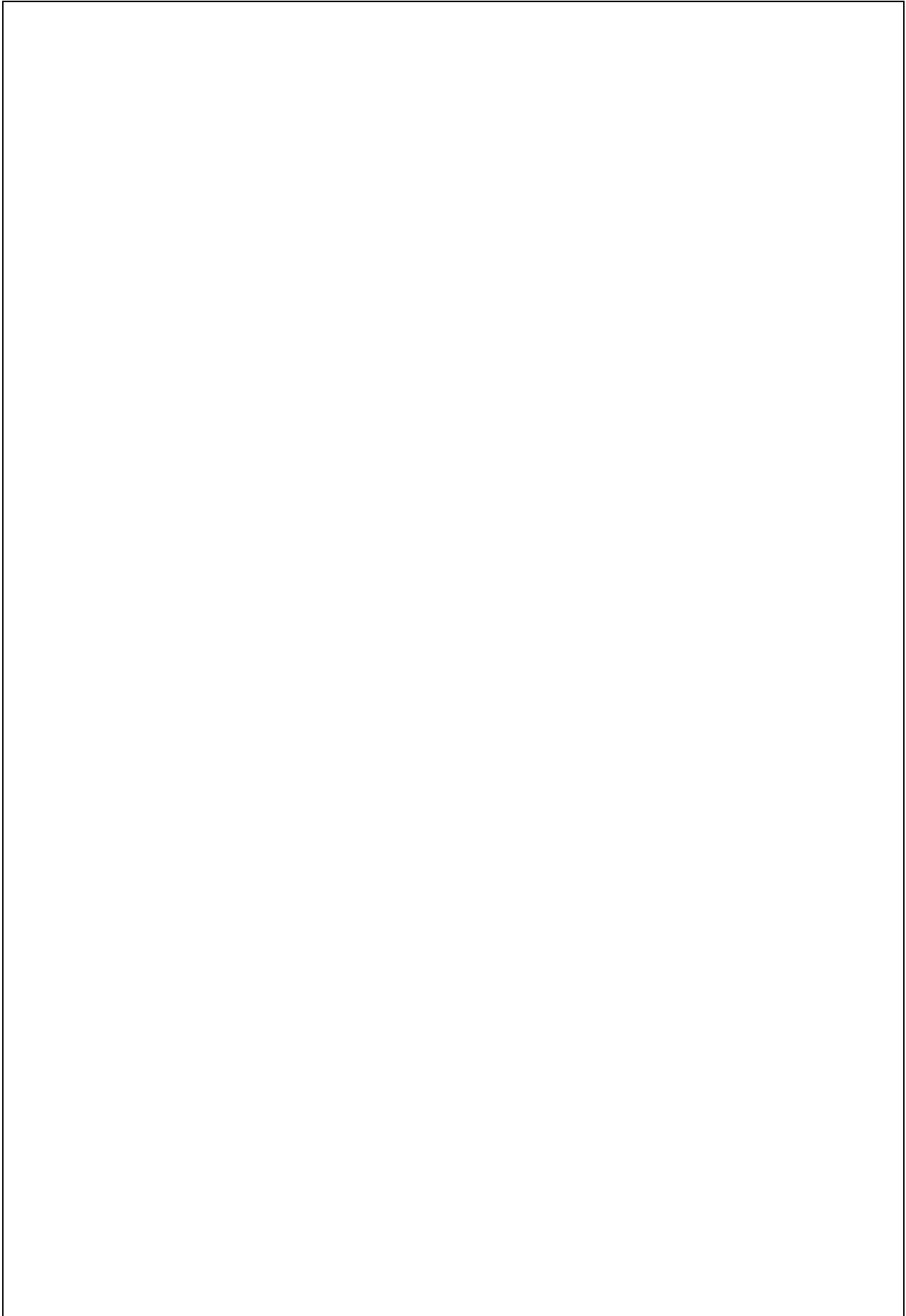


平成27年（2015年）度

吹田市立男女共同参画センターにおける  
女性相談の考察



吹田市立男女共同参画センター **テュオ**



# 目 次

## 吹田市立男女共同参画センターにおける女性相談の考察 概要

### I 吹田市立男女共同参画センター相談事業の現状

- 1. 相談事業概要 . . . 3
- 2. 相談実績 【平成 18 年（2006 年）度～26 年（2014）度までの実績】 . . . 4
  - （1）年度別実施状況
  - （2）内容別実施状況
- 3. 相談事業の変遷 【昭和 62 年（1987 年）度～】 . . . 9
- 4. 相談員ヒアリング報告 . . . 10
- 5. 相談組織図 . . . 13

### II 市民ニーズの把握

- 「平成 27 年（2015 年）度男女共同参画に関する市民意識・実態調査」から . . . 14

### III 近隣自治体相談事業調査

- 1. 10 都市調査概要 . . . 20
- 2. 個別調査票 . . . 22
  - ①吹田市      ②豊中市      ③茨木市      ④高槻市      ⑤摂津市
  - ⑥東大阪市      ⑦枚方市      ⑧寝屋川市      ⑨西宮市（兵庫県）
  - ⑩宝塚市（兵庫県）

### IV 課題の抽出

- 1. 吹田市の現状 . . . 32
- 2. 相談事業の課題

### V 寄稿 「男女共同参画センターにおける女性相談のあり方」 . . . 34

景山 ゆみ子さん

（前名古屋市男女平等参画推進センター相談担当主幹）

（東海地区「男女共同参画をすすめる相談事業」研究会顧問）

## 吹田市立男女共同参画センターにおける女性相談の考察 概要

当センターの相談事業が果たしてきた役割を検証するとともに、今後さらに市民ニーズに対応していくために、相談事業の在り方を検討する。

### I 相談事業の現状を検証

- ・相談実績
- ・相談の変遷
- ・相談員へのヒアリング調査等

- ・相談件数9年間ほぼ横ばい
- ・電話・面接・DV・法律相談の4つの枠組みも変化なし

### II 市民のニーズを把握する

平成27年(2015年)度男女共同参画に関する市民意識・実態調査から

- ・DVストップステーションとの連携が市民に見えづらい
- ・センターの認知度が低い

### III 近隣自治体相談事業調査

10都市 相談件数  
相談予算  
相談内容 等

- ・相談開設年数は早い
- ・相談件数が少ない
- ・相談開設時間が短い

### IV 課題の抽出

#### 市民ニーズに応える相談システムの構築にむけて

##### 1. 早期対応課題

- ☆市民が気軽に利用できる女性相談をめざすために  
相談実施時間の拡充→「電話相談」を拡充  
相談事業の広報の強化→相談リーフレット・カード等の作成  
相談内容を事業化する→相談統計等の見直し

##### 2. 中長期対応課題

- ☆市民の多様な悩みに対応できる相談事業をめざすために  
相談内容の多様化→グループ相談、キャリア相談、男性相談

## I 吹田市立男女共同参画センター相談事業の現状

### 1. 相談事業概要 【平成27年（2015年）度】

#### 女性のための相談

##### 電話相談（毎週水曜日10時～17時）

暮らしの中で感じる疑問や生き方など気軽にお電話下さい。

相談員（女性）があなたの気持ちになってお聞きし、一緒に考えます。

【相談専用】 TEL 06-6337-3338

##### 悩みの相談室「ウィメンズルーム」（毎週土曜日 ただし、第5を除く）

夫のこと、子どものこと、自分自身のことなど一人で悩まないで、

カウンセラー（女性）に話してみましょ。解決の糸口がきっと見つかるはず。

<相談時間> 10時から14時45分（おひとり、約50分）

【予約専用】 TEL 06-6388-1454

毎日9時から17時30分まで受付。（休館日を除く）

相談日は予約の状況により決まります。

##### DV(ドメスティック・バイオレンス)相談（毎月第2・第3・第4木曜日）

夫や恋人からの暴力は、女性の人権を侵害する犯罪です。あなたが悪いのではありません。あきらめないでカウンセラー（女性）に話してみませんか。

<相談時間> 第2・第4木曜 10時から12時（おひとり、約40分）

第3木曜 14時から16時（おひとり、約40分）

【予約専用】 TEL 06-6388-1454

毎日9時から17時30分まで受付。（休館日を除く）

相談日は予約の状況により決まります。

##### 法律相談（毎月第2土曜日）

女性の出会う法律上の問題に、弁護士（女性）が相談に応じます。

<相談時間> 13時30分から17時00分（おひとり、約30分）

【予約専用】 TEL 06-6388-1454

相談日前日の9時から17時30分まで受付。

ただし、前日が休館日の場合はその前日受付。

\*相談はすべて無料で、秘密は守ります。

ただし、相談は吹田市内在住在勤在学の女性に限ります。

 吹田市立男女共同参画センター 

## 2. 相談実績 【平成18年(2006年)度～26年(2014年)度までの実績】

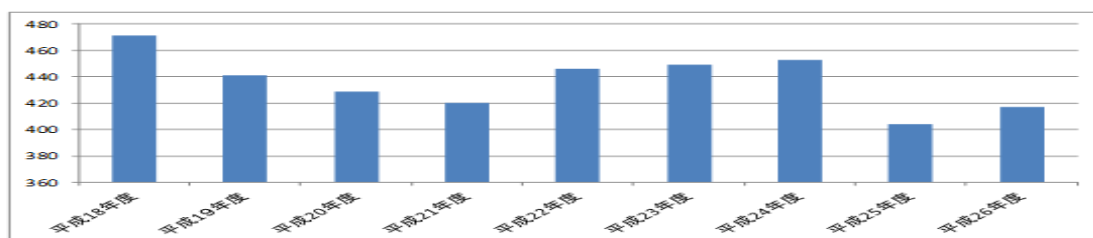
### (1) 年度別実施状況

相談件数は、年間400件台で推移している。「電話相談」は、平成22年(2010年)度に相談時間が2時間拡充されたため、相談件数が増加している。「悩みの相談(面接)」は、平成25年(2013年)度以降減少傾向にある。「DV相談」は、平成23年(2011年)度から毎月第3木曜日の相談日を拡充するとともに、一時保育付とした。「法律相談」は、平成22年(2010年)度に相談実施日を毎週木曜日から土曜日に変更。平成25年(2013年)度に『すいたストップDVステーション【DV相談室】』の開設に伴い、相談実施回数が月1回となる。

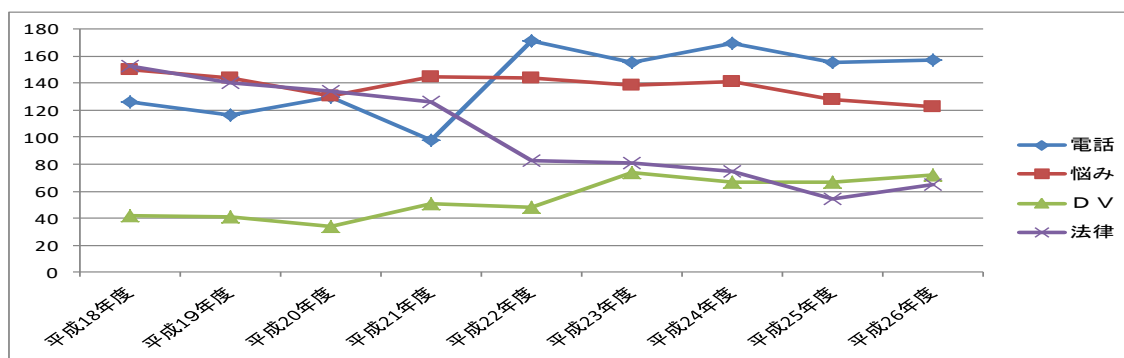
#### ① 年度別相談件数

	平成18年度 (2006年)	平成19年度 (2007年)	平成20年度 (2008年)	平成21年度 (2009年)	平成22年度 (2010年)	平成23年度 (2011年)	平成24年度 (2012年)	平成25年度 (2013年)	平成26年度 (2014年)
電話	126	116	130	98	171	155	170	155	157
悩み	150	144	131	145	144	139	141	128	123
DV	42	41	34	51	48	74	67	67	72
法律	153	140	134	126	83	81	75	54	65
合計	471	441	429	420	446	449	453	404	417

#### ② 年度別相談件数



#### ③ 種類別相談件数の推移



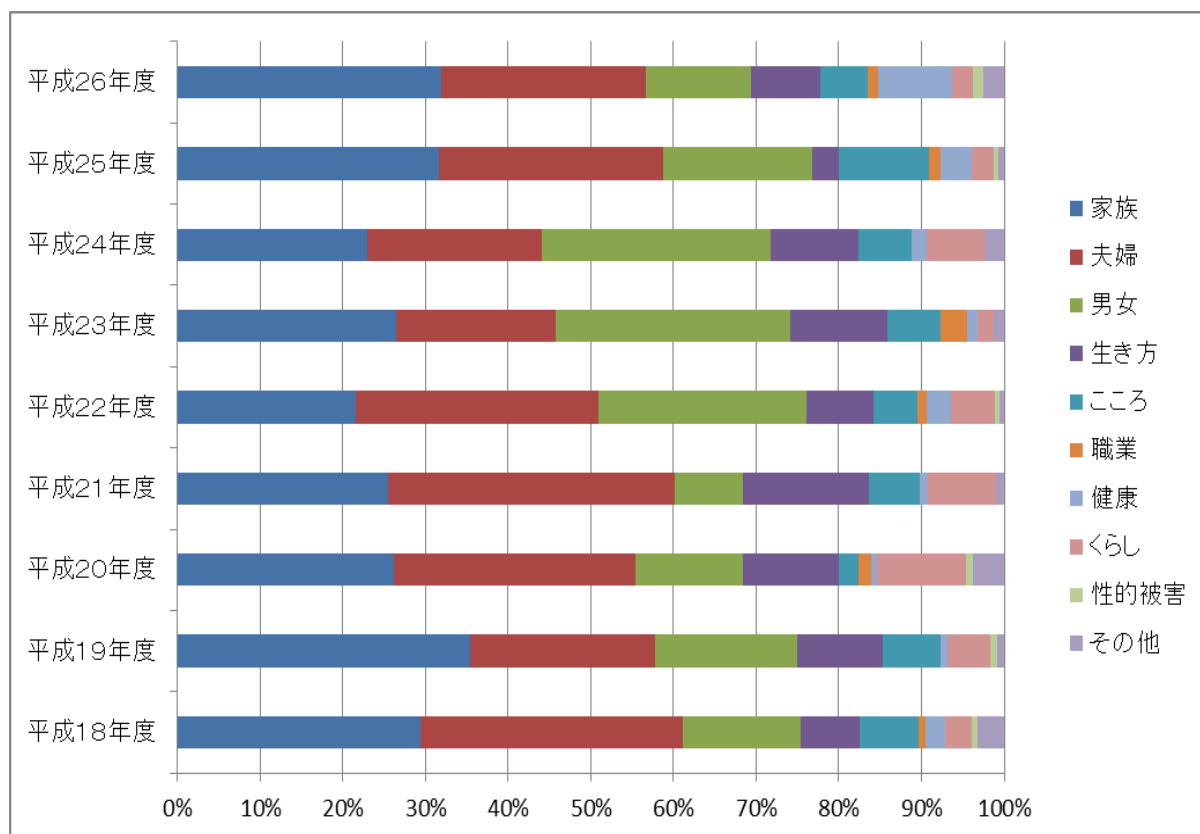
## (2) 内容別実施状況

### ① 電話相談

毎週水曜日 10時～17時 (昭和63年(1988年)度～平成21年(2009年度)10時～15時)

	家族	夫婦	男女	生き方	こころ	職業	健康	くらし	性的被害	その他	合計
平成18年(2006年)度	37	40	18	9	9	1	3	4	1	4	126
平成19年(2007年)度	41	26	20	12	8	0	1	6	1	1	116
平成20年(2008年)度	34	38	17	15	3	2	1	14	1	5	130
平成21年(2009年)度	25	34	8	15	6	0	1	8	0	1	98
平成22年(2010年)度	37	50	43	14	9	2	5	9	1	1	171
平成23年(2011年)度	41	30	44	18	10	5	2	3	0	2	155
平成24年(2012年)度	39	36	47	18	11	0	3	12	0	4	170
平成25年(2013年)度	49	42	28	5	17	2	6	4	1	1	155
平成26年(2014年)度	50	39	20	13	9	2	14	4	2	4	157

相談内容は、「家族」「夫婦」「男女」の項目の合計が7割前後の割合で推移している。

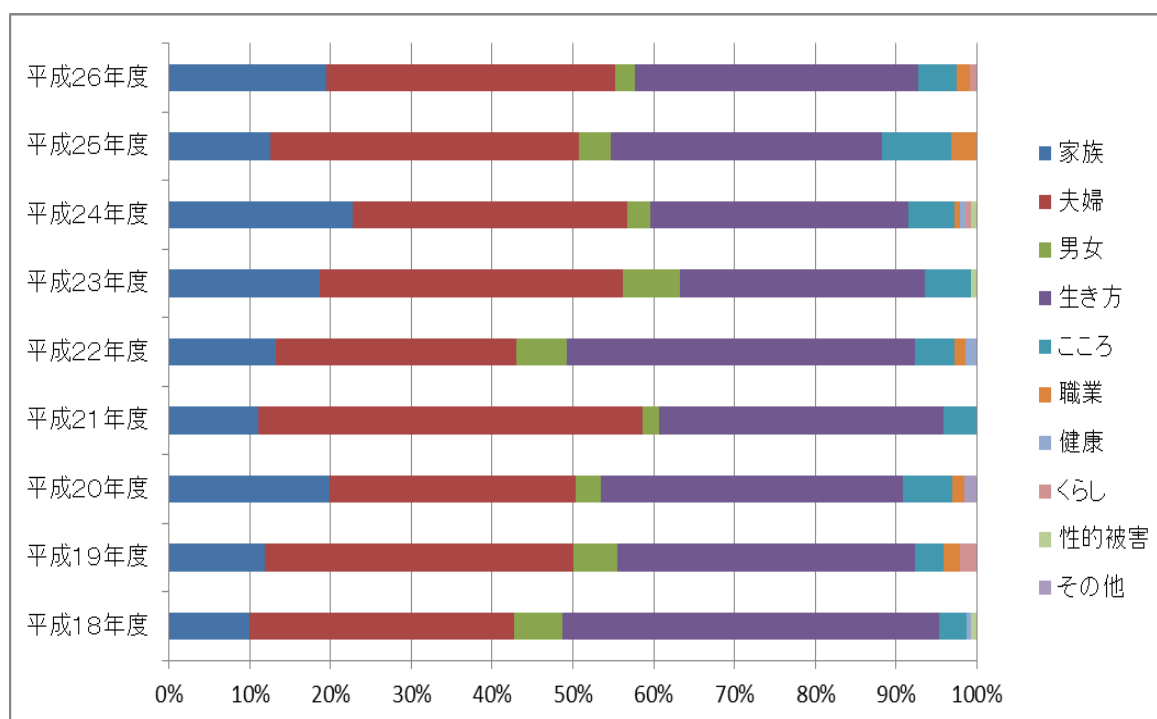


## ② 悩みの相談室「ウィメンズルーム」

毎週土曜日 10時～14時45分（ただし、第5をのぞく） 1枠50分

	家族	夫婦	男女	生き方	こころ	職業	健康	くらし	性的被害	その他	合計
平成18年(2006年)度	15	49	9	70	5	0	1	0	1	0	150
平成19年(2007年)度	17	55	8	53	5	3	0	3	0	0	144
平成20年(2008年)度	26	40	4	49	8	2	0	0	0	2	131
平成21年(2009年)度	16	69	3	51	6	0	0	0	0	0	145
平成22年(2010年)度	19	43	9	62	7	2	2	0	0	0	144
平成23年(2011年)度	26	52	10	42	8	0	0	0	1	0	139
平成24年(2012年)度	32	48	4	45	8	1	1	1	1	0	141
平成25年(2013年)度	16	49	5	43	11	4	0	0	0	0	128
平成26年(2014年)度	24	44	3	43	6	2	0	1	0	0	123

相談内容は、「夫婦」「生き方」の問題で7割を超える。相談者は、最初は「夫婦」の問題で来室をしても、継続面接を重ねるうちに「生き方」の相談に変わることもある。





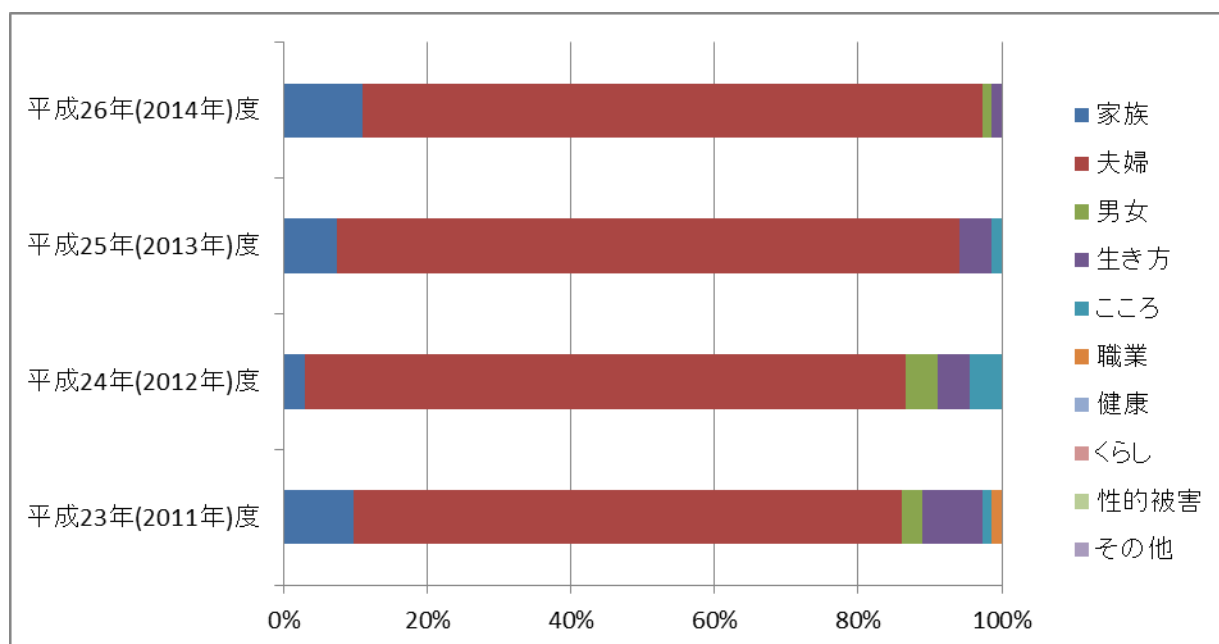
### ③ DV相談

毎月第2・4木曜日 10時～12時

第3木曜日 14時～16時 一時保育有 1枠40分

	施設	生活	男女	夫婦	家族	職業	性	健康	近隣	生きがい	その他	合計
平成18年(2006年)度	1	3	0	25	3	2	0	0	0	8	0	42
平成19年(2007年)度	0	8	0	21	3	1	0	0	0	8	0	41
平成20年(2008年)度	0	4	2	25	1	0	0	0	0	2	0	34
平成21年(2009年)度	0	7	0	39	5	0	0	0	0	0	0	51
平成22年(2010年)度	0	6	1	29	6	1	0	0	0	4	1	48
	家族	夫婦	男女	生き方	こころ	職業	健康	くらし	性的被害	その他		合計
平成23年(2011年)度	7	55	2	6	1	1	0	0	0	0		74
平成24年(2012年)度	2	56	3	3	3	0	0	0	0	0		67
平成25年(2013年)度	5	58	0	3	1	0	0	0	0	0		67
平成26年(2014年)度	8	62	1	1	0	0	0	0	0	0		72

平成23年(2011年)度から毎月第3木曜日を拡充するとともに、相談内容種別の見直しが行われている。平成25年(2013年)度から『すいたストップDVステーション【DV相談室】』の開設に伴い、DV被害者支援においては、役割分担をして相談を実施している。

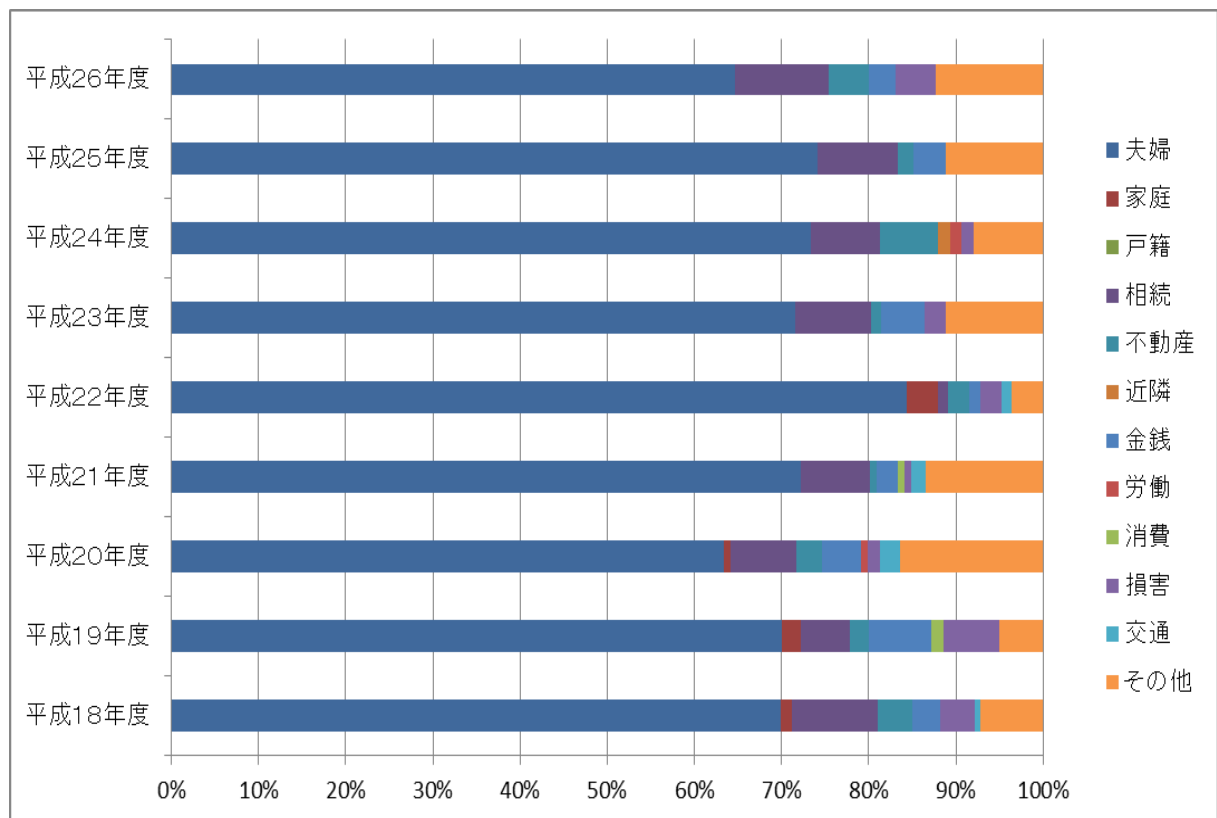


#### ④ 法律相談

毎月第2土曜日 13時30分～17時（一人相談時間30分）

常に「夫婦」の問題が7割近くを占めている。離婚を考える際には、親権・財産分与・慰謝料・養育費・面会交流など、様々な法律問題がある。続いては、「相続」の問題となる。

	夫婦	家庭	戸籍	相続	不動産	近隣	金銭	労働	消費	損害	交通	その他	合計
平成18年(2006年)度	107	2	0	15	6	0	5	0	0	6	1	11	153
平成19年(2007年)度	98	3	0	8	3	0	10	0	2	9	0	7	140
平成20年(2008年)度	85	1	0	10	4	0	6	1	0	2	3	22	134
平成21年(2009年)度	91	0	0	10	1	0	3	0	1	1	2	17	126
平成22年(2010年)度	70	3	0	1	2	0	1	0	0	2	1	3	83
平成23年(2011年)度	58	0	0	7	1	0	4	0	0	2	0	9	81
平成24年(2012年)度	55	0	0	6	5	1	0	1	0	1	0	6	75
平成25年(2013年)度	40	0	0	5	1	0	2	0	0	0	0	6	54
平成26年(2014年)度	42	0	0	7	3	0	2	0	0	3	0	8	65



### 3. 相談事業の変遷 【昭和 62 年(1987 年)度～現在】

	電話相談	悩みの相談	法律相談	DV相談	事業系
昭和 62 年					・ 6 月 1 日 吹田市立婦人会館開館
昭和 63 年	電話相談開始	女性の生き方相談開始	法律相談開始		・ 婦人問題学習相談 (レファレンス?) 毎週水曜～日曜 午前 9 時～午後 5 時
平成元年	毎週水曜 午前 10 時 ～午後 3 時	毎月第 1・第 3 木曜 午前 10 時～正午	毎月第 2・第 4 木曜 午前 10 時～正午		一時保育スタート
平成 2 年					・ 婦人問題学習相談時間変更 毎週水曜～日曜 午前 10 時～午後 5 時
平成 3 年					・ 婦人問題学習相談廃止 ・ 事業推進員制度開始
平成 4 年					
平成 5 年					
平成 6 年					
平成 7 年					
平成 8 年					
平成 9 年		悩みの相談に改称し、 毎週土曜 午前 10 時～正午	毎月第 2・4 木 9 時半～11 時半		
平成 10 年		第 1 土曜のみ 午前 10 時～午後 2 時 10 分 第 2～4 土 午前 10 時～11 時半			
平成 11 年		毎週土曜 (第 5 除) 午前 10 時～午後 2 時 10 分			
平成 12 年		毎週土曜 (第 5 除) 午前 10 時～午後 2 時 45 分	毎月第 2・4 木 午前 9 時半～12 時半		
平成 13 年					
平成 14 年					
平成 15 年			毎月第 2・4 木 午後 1 時半～4 時半	DV相談開始	
平成 16 年				毎月第 2・4 木 午前 10 時～正午	
平成 17 年					
平成 18 年					
平成 19 年					
平成 20 年					
平成 21 年					
平成 22 年	毎週水曜 午前 10 時～ 午後 5 時				
平成 23 年				毎月第 2・4 木 午前 10 時～正午	
平成 24 年			毎月第 2・4 土 午後 1 時半～4 時半	毎月第 3 木 午後 2 時～4 時 (保育付)	
平成 25 年			毎月第 2 土 午後 1 時半～5 時		
平成 26 年					
平成 27 年					

## 4. 相談員ヒアリング報告

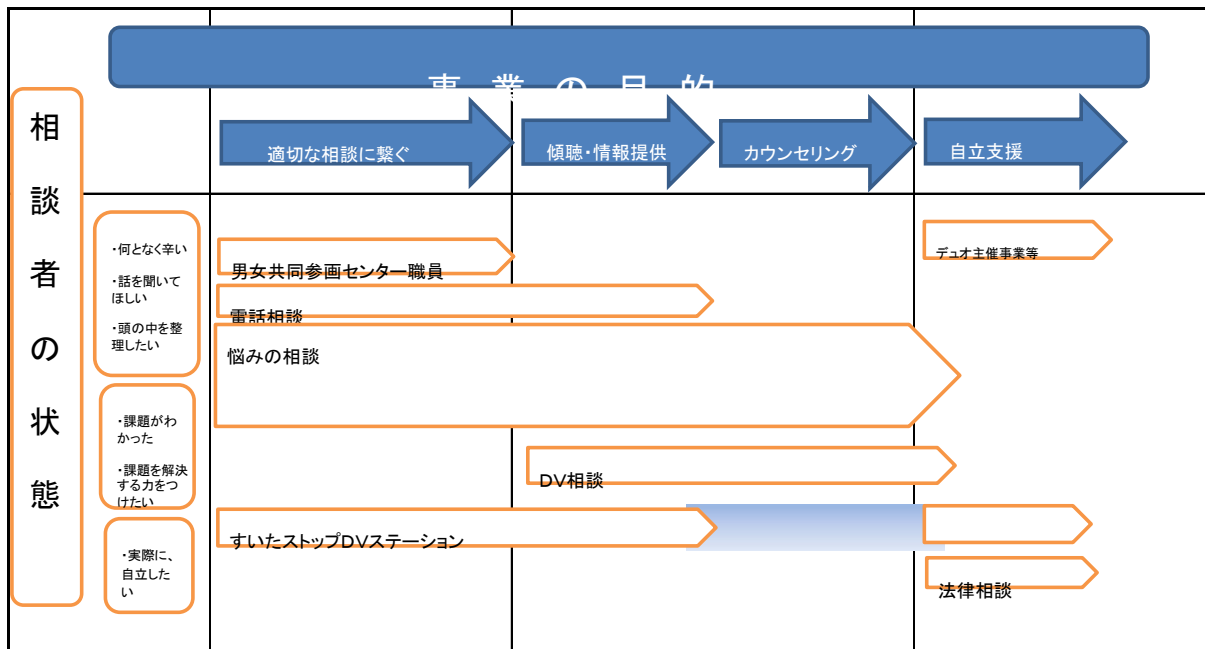
①	宮本由起代さん
	<p>「ウィメンズルーム」(面接相談)・「DV相談」担当 兼任          所属：特定非営利活動法人 心のサポートステーション          大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)          サポート・カウンセリングルーム</p>
実施日等	<p><b>実施日：平成28年(2016年)2月25日 (11時45分～12時30分)</b>  <b>会場：吹田市立男女共同参画センター デュオ 1階 第2会議室</b>  <b>担当：田中陽子(一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会)・有吉恭子</b>  <b>提示資料：相談実績(10年間)・近隣自治体相談事業調査概要</b></p>
内容	<p><b>「ウィメンズルーム」(面接相談)</b>  <b>毎週土曜日(ただし、第5を除く)</b>  <b>相談時間：10時～14時45分 (一人 50分)</b>  <b>昭和63年开始</b></p> <p>①相談内容の変化で特徴的なこと 特に2～3年の変化について教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主訴は「夫婦」と「生き方」の二つで、約7割を占める。これは、10年間変わらない。</li> <li>・「生き方」の中には、アイデンティティ・自尊感情・ライフプランニングを含む。</li> <li>・年代は、30歳代～40歳代が増えている。</li> <li>・従来は、相談者が自分自身と向き合い、内省するような相談が多かったが、最近では、答え、しかも、即答を求められることが増えている。</li> <li>・「まちかど相談室」という雰囲気、</li> <li>・「占い」のような相談とも感じることもある。</li> </ul> <p>②「吹田市の女性相談」の特徴について 他の相談機関で受けておられる相談との違いは？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドーンセンターの相談は、警察や病院などからの紹介のケースが多く、重篤な状態のクライアントもある。相談室が、セーフティネットとなり支えているケースもあり、回数制限などができない場合もある。</li> </ul> <p>③今後の女性相談に必要なと思われること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンセルを減らす方策の検討が必要</li> </ul>
備考	<p>平成27年(2015年)度前半(4月～1月) ☆前年1月末現在比</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績106件 ・利用率 67.9%(前年76.2%)・キャンセル率 25.8%(前年22.4%)</li> <li>・相談内容は「夫婦関係・暴力・金銭」37件(30%)と「生き方」32件(30%)、「親子・家庭・親族」もコンスタントにある。</li> </ul>

②	和田 洋子さん
	<p>「電話相談」担当          所属：関西いのちの電話</p>
実施日等	<p><b>実施日：平成28年(2016年)2月25日 (12時30分～1時)</b>          会場：吹田市立男女共同参画センター デュオ 地階 工芸室          担当：田中陽子（一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会）・有吉恭子          提示資料：相談実績（10年間）・近隣自治体相談事業調査概要</p>
内容	<p><b>「電話相談」について</b>  <b>毎週水曜日 10時～17時</b>  <b>昭和63年(1988年)度開始</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年（2010年）度から相談時間を2時間拡充</li> <li>・①10時～13時30分 ②13時30分～17時 2交替制 3人の相談員で担当</li> </ul> <p>① 相談内容の変化で特徴的なこと、特に2～3年の変化について教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談では、最初に「お住まいはどこですか？」と確認することとし、吹田市在住・在勤・在学でない場合は、断る。相談件数の減少の一因と思う。</li> <li>・年代は、40歳代～50歳代が多い</li> <li>・電話相談を知った理由は、インターネットが増えている。</li> <li>・1回の相談は、概ね40～60分程度</li> </ul> <p>② 吹田市の女性相談」の特徴について、他の相談機関で受けておられる相談との違いは？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活水準、教育レベル、男女共同参画への意識等が高いと感ずることがある。</li> </ul> <p>③今後の女性相談に必要なと思われること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・潜在する市民の相談ニーズに応えるために相談時間を拡大する必要があるのではないか。</li> </ul>
備考	<p>平成27年(2015年)度前半(4月～1月) ☆前年1月末現在比</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績 106件 ・利用率 2.7件/1日（前年 3.17件/1日）</li> <li>・相談内容最多は「親子・家庭・親族・相続」32件(30%)だが、「夫婦関係・暴力・金銭」が28件（26%）と増加傾向にある。</li> </ul>

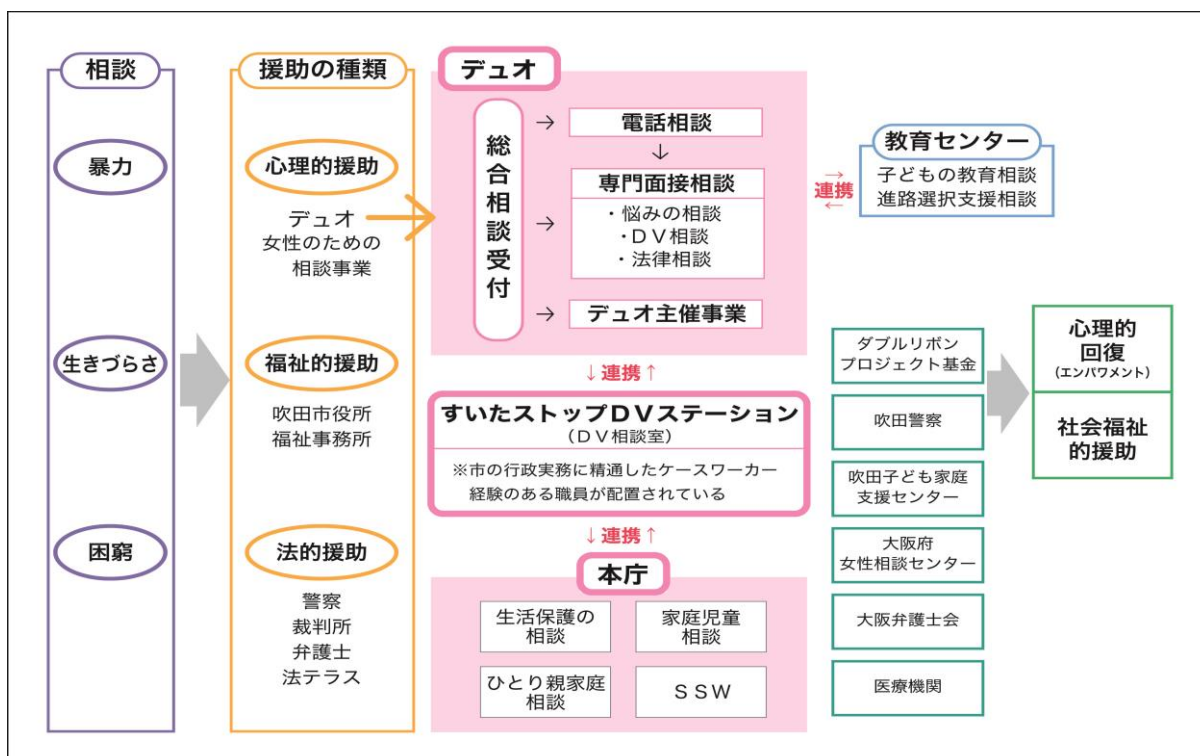
③	田中 妙子 さん
	<p>「DV相談」担当          所属：特定非営利活動法人 心のサポートステーション</p>
実施日等	<p><b>実施日：平成28年(2016年)2月25日 (15時30分～16時)</b>  <b>会場：吹田市立男女共同参画センター デュオ 地階 工芸室</b>  <b>担当：田中陽子 (一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会)・有吉恭子</b>  <b>提示資料：相談実績 (10年間)・近隣自治体相談事業調査概要</b></p>
内容	<p><b>「DV相談」について</b>  <b>毎月第2・第4木曜日 10時～12時 (一人40分)</b>  <b>第3木曜日 14時～16時 (一人40分) 一時保育有</b>  <b>平成15年(2003年)度相談開始</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年(2011年)度から相談時間を拡充 (第3木曜日拡充)          二人の相談員で担当</li> </ul> <p>①相談内容の変化で特徴的なこと 特に2～3年の変化について教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モラルハラスメントの相談が増えている。</li> <li>・一時保育付の相談には、「子どもがデュオに行きたがって」と来室する相談者や、デュオの子育て講座を受講して、自信を取り戻し、綺麗になってこられた相談者がいる。</li> <li>・DV被害後の生活再建や離婚の裁判等の相談をうけることもある。</li> </ul> <p>②吹田市の女性相談」の特徴について 他の相談機関で受けておられる相談との違いは？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「すいたストップDVステーション」との役割分担ができています。</li> <li>・予約の電話がかかってきた段階で、女性相談か、DV相談かを振り分けて、予約をとる。</li> <li>・相談室には、安全と安心感を守るため、「DV相談」とは掲げず、他のグループ相談の名称としており、相談室まで職員が付き添ってくる。</li> </ul> <p>③今後の女性相談に必要なと思われること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV相談は、40分であるが、一時保育の方は、35分となっている。          短い時間に集中して情報提供を行うやり方は有効であると思う。</li> </ul>
備考	<p>平成27年(2015年)度前半(4月～1月) ☆前年1月末現在比</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績 52件 ・利用率 57.7% (前年 73.6%)</li> <li>・キャンセル率 30.6% (前年 16.6%)</li> </ul>

## 5. 相談組織図

### 吹田市立男女共同参画センターにおける女性のための相談事業概要図



### 相談のフロー図



## Ⅱ 市民ニーズの把握

### 平成 27 年(2015 年)度男女共同参画に関する市民意識・実態調査 (吹田市)

◇調査目的：吹田市では、平成 14 年(2002 年)に「吹田市男女共同参画推進条例」を制定し、この条例の目指すところを実現するために、3 次にあたる「すいた男女共同参画プラン」を策定。本調査は、男女共同参画プランの推進状況を検証するとともに、第 4 次プラン策定に向けた基礎資料とするために実施。

#### ◇調査方法

調査地域：吹田市全域

調査対象：市内に在住する 20 歳以上 2,000 人

調査方法：調査対象を無作為抽出し、配布・回収ともに郵便

有効回答数：923 人 (有効回収率 46.2%)

調査期間：平成 27 年(2015 年)10 月 15 日 (木) ～11 月 13 日(金)

#### ◇調査項目 34 項目

- ・男女の平等や地域生活について
- ・介護について
- ・働くことについて
- ・性的いやがらせや配偶者間の暴力について
- ・メディアにおける表現について
- ・男女共同参画社会の実現について
- ・吹田市立男女共同参画センター デュオについて

今回は、34 項目の中から、相談事業にかかわる次の 5 項目を選択し、市民のニーズを把握する。

- |                     |        |
|---------------------|--------|
| ① 「暴力」に対する市民の認識     | (問 21) |
| ② 「DV相談窓口」の市民の認知度   | (問 25) |
| ③ DV防止のために必要としていること | (問 26) |
| ④ デュオの認知度           | (問 33) |
| ⑤ デュオの講座で興味のあるテーマ   | (問 34) |



【チェック1】

問21 次のようなことが配偶者・パートナー間の暴力だと思うか

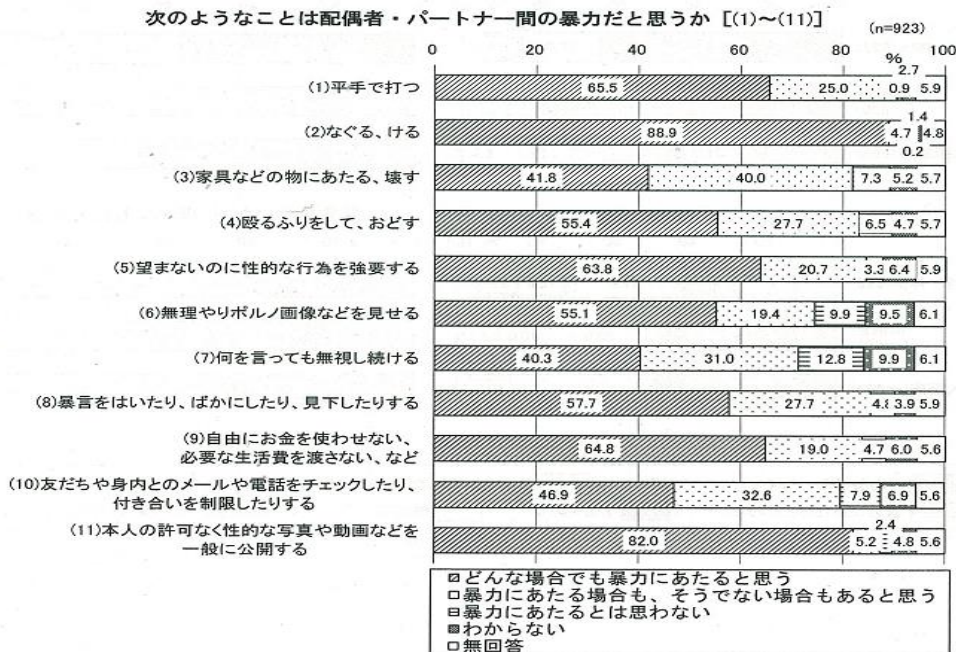
- ・大阪府調査との比較では、(1)～(11)のすべてにおいて、「どんな場合でも暴力にあたると思う」とする割合が下回っている。



「暴力」に対する啓発・学習等が必要である

問21 あなたは、次のようなことが配偶者・パートナーの間で行われた場合、それを暴力だと思いますか。それぞれについて、あなたの考えに近いものに○をつけてください。[(1)～(11)それぞれに、○は1つ]

- ・「どんな場合でも暴力にあたると思う」とする割合は〈(2)なぐる、ける〉(88.9%)と〈(11)本人の許可なく性的な写真や動画などを一般に公開する〉(82.0%)が80%を超えている。このほかに半数を超えているのは〈(1)平手で打つ〉(65.5%)、〈(9)自由にお金を使わせない、必要な生活費を渡さない、借金を強要する〉(64.8%)、〈(5)望まないのに性的な行為を強要する〉(63.8%)、〈(8)暴言をはいたり、ばかにしたり、見下したりする〉(57.7%)、〈(4)殴るふりをして、おどす〉(55.4%)、〈(6)無理やりポルノ画像などを見せる〉(55.1%)である。上位には、肉体的な暴力に加えて経済的暴力やいわゆるリベンジポルノが含まれる。
- ・前回調査に比べて「どんな場合でも暴力にあたると思う」とする割合が高いのは〈(1)平手で打つ〉〈(2)なぐる、ける〉〈(4)殴るふりをして、おどす〉〈(9)自由にお金を使わせない、必要な生活費を渡さない、借金を強要する〉〈(10)友だちや身内とのメールや電話をチェックしたり、つきあいを制限したりする〉(46.9%)である。
- ・大阪府調査との比較では、(1)～(11)のすべてにおいて「どんな場合でも暴力にあたると思う」とする割合が下回っている。



【チェック 2】

問 25 DV相談窓口として知っているもの

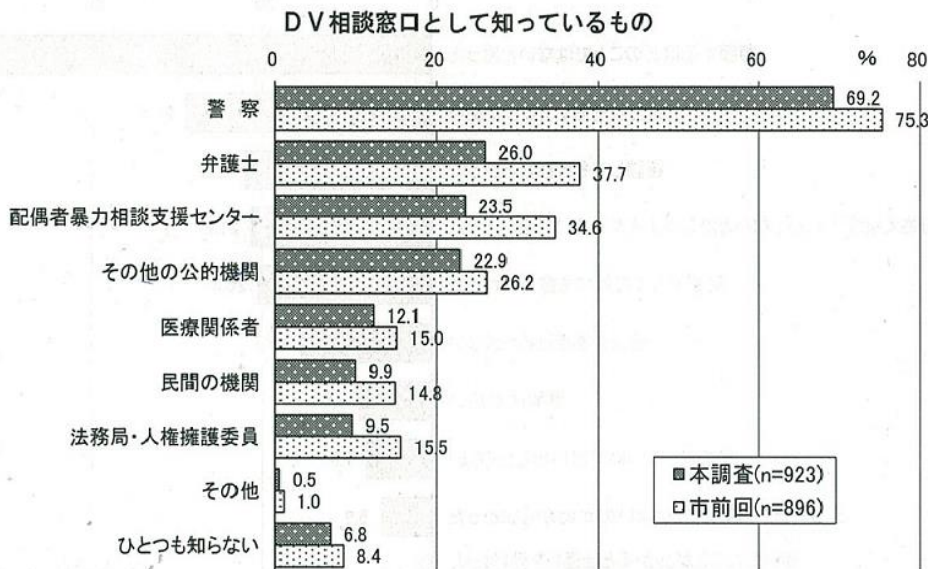
- ・警察 69.2% ・弁護士 26.0% ・配偶者暴力相談支援センター 23.5%  
(すいたストップDVステーション相談室 含む)
- その他の公的機関 (市役所、男女共同参画センターなど) 22.9%
- ・性、年齢別にみると女性の各年代層では、第2位を配偶者暴力相談支援センター、その他の公的機関が占める場合が多い。



「すいたストップDVステーション」とともに、デュオの認知度を上げる

問 25 ドメスティック・バイオレンス (DV：配偶者や恋人など親しい人からの暴力) について、あなたが相談できる窓口としてどのようなものを知っていますか。【○はいくつでも】

- ・「警察」が69.2%で最もよく知られている。これに「弁護士」(26.0%)、「配偶者暴力相談支援センター (大阪府女性相談センター、子ども家庭センター、すいたストップ DV ステーション(DV 相談室))」(23.5%)、「その他の公的機関 (市役所、男女共同参画センターなど)」(22.9%)などが続く。
- ・前回調査と比較すると、全体的に周知割合が低下しており、「弁護士」では12ポイント、「配偶者暴力相談支援センター」では11ポイントそれぞれ低下している。



- ・全体では「弁護士」が第2位であるが、性・年齢別にみると女性の各層では第2位を「配偶者暴力相談支援センター」「その他の公的機関」が占める場合が多い。

【チェック 3】

問 2 6 DVを防ぐために必要なこと

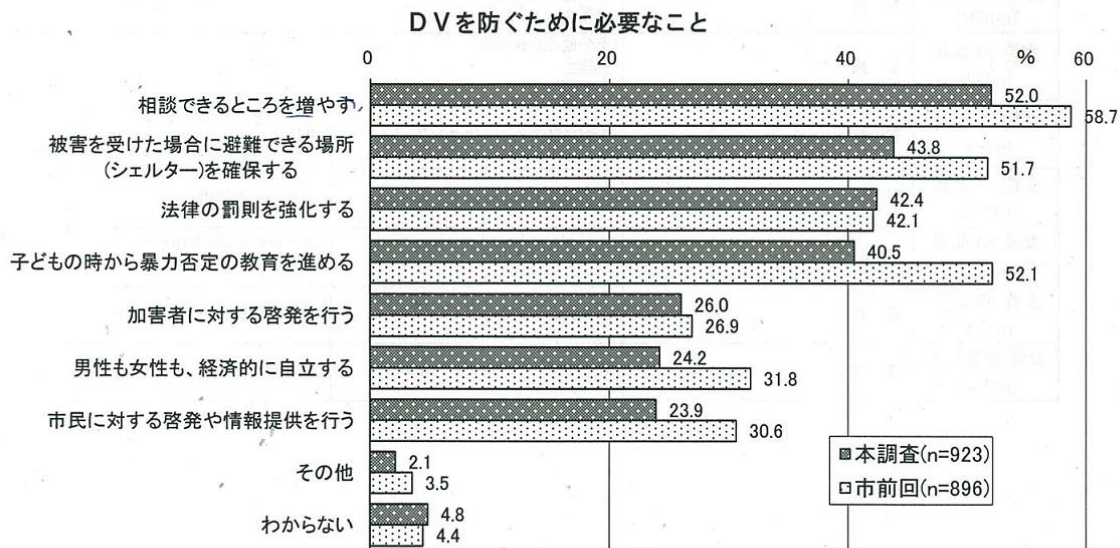
- ・相談できるところを増やす 52.0% ・シェルターを確保 43.8%
- ・法律の罰則を強化する 42.4% ・子どもの時から暴力否定の教育をすすめる 40.5%



デュオの相談事業の強化

問 26 ドメスティック・バイオレンスを防ぐためには何が必要だと思いますか。  
 [○はいくつでも]

- ・「相談できるところを増やす」(52.0%)、「被害を受けた場合に避難できる場所(シェルター)を確保する」(43.8%)、「法律の罰則を強化する」(42.4%)、「子どもの時から暴力否定の教育を進める」(40.5%)が上位を占める。
- ・前回調査においても上位の4項目は一致するが、「子どもの時から暴力否定の教育を進める」は12ポイント、「被害を受けた場合に避難できる場所(シェルター)を確保する」は8ポイントそれぞれ低下した。このほか「男性も女性も、経済的に自立する」(24.2%、8ポイント減)など低下した項目が多い。



- ・性・年齢別にみると、女性では第1に相談先、第2にシェルターというあげ方が多いのに対し、男性では罰則の強化をあげる傾向が強い。

【チェック4】

問33 デュオを知っているか

- ・知っているとする割合は、20.7%で、前回調査から約2ポイント低下した



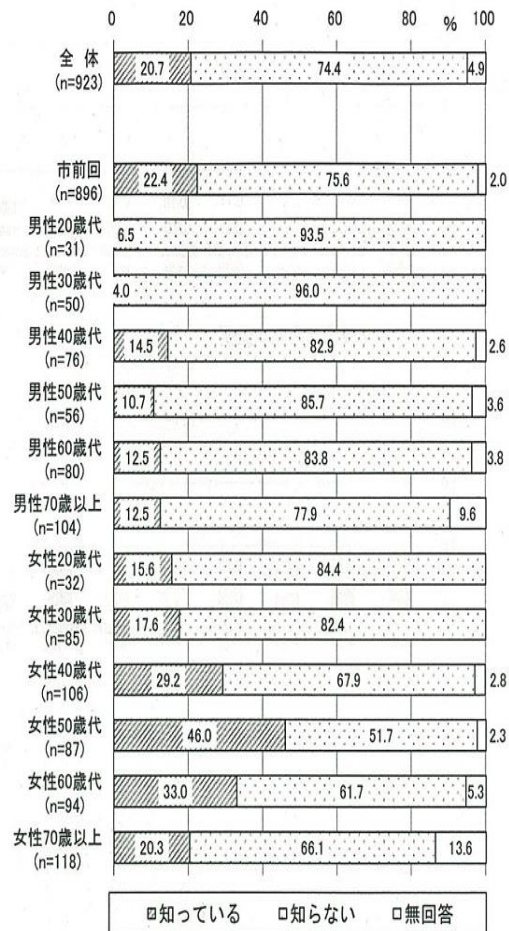
デュオの認知度を上げる

問33 あなたは、吹田市立男女共同参画センター デュオを知っていますか。 [〇は1つ]

・吹田市立男女共同参画センターデュオを「知っている」とする割合は20.7%で、前回調査から2ポイント低下した。

・性・年齢別には男性30歳代で4.0%、男性20歳代で6.5%と低い。最も高いのは女性50歳代の46.0%であるが、半数に満たない。

吹田市立男女共同参画センターデュオを知っているか



【チェック5】

問34 デュオの講座で興味のあるテーマ

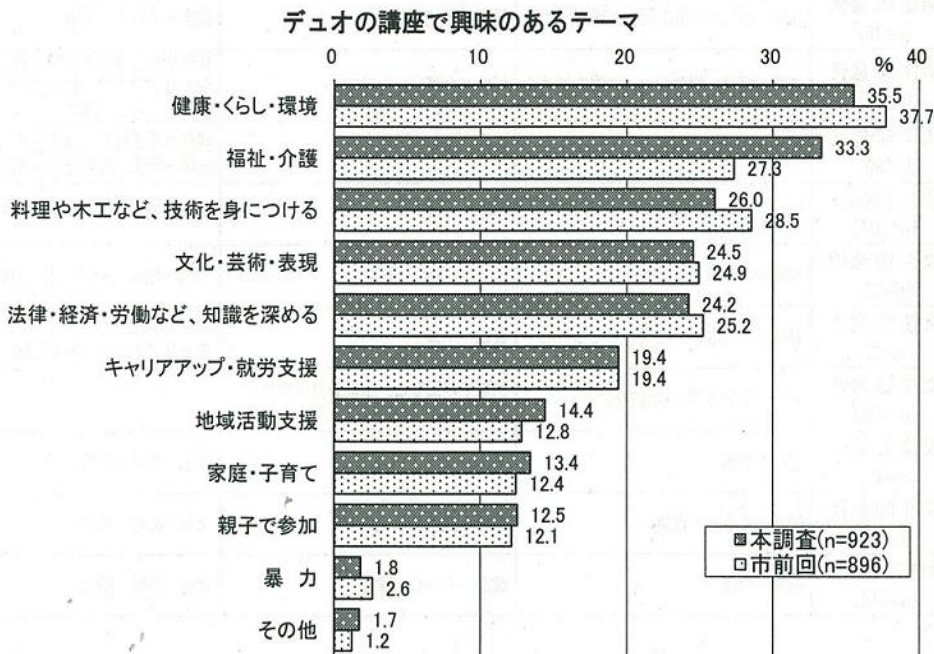
・女性30歳代・40歳代では「キャリアアップ・就労支援」が上位



キャリア相談・ライフプランニング相談等のニーズがある

問34 吹田市立男女共同参画センター デュオではさまざまな講座を開催しています。次のテーマの中で、興味のあるテーマがあれば選んでください。【〇は3つまで】

・20%以上の支持を得ているテーマは「健康・くらし・環境」(35.5%)、「福祉・介護」(33.3%)、「料理や木工など、技術を身につける」(26.0%)、「文化・芸術・表現」(24.5%)、「法律・経済・労働など、知識を深める」(24.2%)である。



・性・年齢別にみると、全体で第2位である「福祉・介護」では女性の50歳代と70歳以上では第1位になっている。男性20歳代・50歳代と女性30歳代・40歳代では「キャリアアップ・就労支援」が上位に位置している。男性30歳代・40歳代、女性30歳代では「親子で参加」「子育て」が上位である。

### Ⅲ 近隣自治体相談事業調査

#### 1.10 都市の比較

吹田市の近隣自治体の中でも、人口規模・世帯数が近い自治体 10 都市を選んで、男女共同参画センターで実施している相談の状況を調査した。

		市の状況			センターの状況			
		人口	世帯	増加	施設名称		相談開始	相談予算
1	吹田市	345,501	145,987	○	デュオ	直営	昭和63年度 (1987年)	
2	豊中市	386,229	167,708	○	すてっぷ	指定管理	平成12年度 (2000年)	—
3	茨木市	263,739	106,567	○	ローズWAM	直営	平成12年度 (2000年)	1,235万円
4	高槻市	352,778	144,054	▽		直営	昭和58年度 (1982年)	249万円
5	摂津市	84,041	34,851	○	ウイズせつ	直営	平成10年度 (1998年)	225万円
6	東大阪市	495,748	209,549	▽	イコーラム	指定管理	平成15年度 (2003年)	—
7	枚方市	403,666	157,460	▽	ウィル	直営・NPO	平成4年度 (1992年)	785万円
8	寝屋川市	243,829	100,217	▽	ふらっと	直営	平成13年度 (2001年)	233万円
9	西宮市	463,770	194,398		ウェーブ	直営	平成12年度 (2000年)	265万円
10	宝塚市	221,010	87,009		エル	指定管理	平成元年度 (1989年)	229万円

※大阪府の市町村 市町村別人口・世帯 平成26年(2014年)4月1日現在

相談件数・相談内容等						男性相談	DVセンター
26年度 相談件数	電話	面接	DV	法律	備考		
417	157	123	72	65			◎すいたストップDVステーション
1,877	870	1007			からだと性・ 就労相談・ 労働相談		
3,874	2212	1508	154		キャリア相談・グループトーク	○電話	◎茨木市配偶者暴力相談支援センター
521	356	165					
252	56	132		64		○市が実施	
2,227	1586	641			労働相談	○電話	
1,132	581	434		117		○電話	◎ひらかたDV相談室
713	13	42		658		○面接	
1,469	549	865		55			◎西宮市配偶者暴力相談支援センター
967	113	797		57	キャリア相談・起業相談		◎宝塚市配偶者暴力相談支援センター

① 吹田市立男女共同参画センター デュオ

組織体制	1	運営主体	吹田市直営
	2	所管課	吹田市人権文化部男女共同参画室
相談実施状況	3	電話相談	①女性のための電話相談 毎週水曜日 10:00～17:00
		面接相談	②女性のための悩みの相談室「ウイメンズルーム」 毎週土曜日(第5週除く) 10:00～14:45
		その他専門相談	③女性のためのDV相談 毎月第2・第4木曜日 10:00～12:00 毎月第3木曜日 午後2時～午後4時(保育付)
	④女性のための法律相談 毎月第2土曜日 13:30～17:00		
4	相談開始年度	昭和63年(1988年)度 電話相談	
相談員	5	雇用形態	講師依頼
	6	研修	年2回 相談事業担当者連絡会議開催、事例検討
	7	資格等	
相談内容	8	相談件数	下表
	9	特徴的な変化	別表
	10	事業化	あり
	11	相談マニュアル	なし
	12	相談予算	
DV	13	配暴機能	あり すいたストップDVステーション
	14	女性相談との連携	あり
男性相談	15	実施方法	—
	15	女性相談との連携	—

相談件数

	平成24年度 (2012年)	平成25年度 (2013年)	平成26年度 (2014年)
電話	170	155	157
面接	208	195	195
その他	75	54	65
合計	453	404	417



② とよなか男女共同参画推進センター すてっぷ

組織体制	1	運営主体	指定管理者
	2	所管課	豊中市人権政策課
相談実施状況	3	電話相談	①女性のための電話相談 相談員5名体制 月 1・3 10:00～17:00 2・4 10:00～20:00 火～金 10:00～17:00 土 第1 10:00～15:00
		面接相談	②カウンセリング 月～土 面接(約50分) 相談員4名体制 詳細別紙
		その他専門相談	法律相談:金曜日 第1・3 10:00～12:00 第2・4 18:00～20:00 DV面接相談:第1～4火曜日 10:00～17:00 からだところと性:専門相談 電話・面接(要予約)第3土曜 10:00～12:00 電話相談(相談員対応) 第1土曜 10:00～15:00 就労相談・労働相談・働く女性のちよこっと相談
	4	相談開始年度	平成12年(2000年)度
	相談員	5	雇用形態
6		研修	実施している
7		資格等	ない
相談内容	8	相談件数	下表
	9	特徴的な変化	背景にDVのある相談件数が増えている
	10	事業化	
	11	相談マニュアル	作成
	12	相談予算	—
DV	13	配暴機能	ない
	14	女性相談との連携	している
男性相談	15	実施方法	—
	15	女性相談との連携	—

相談件数

	平成24年度 (2012年)	平成25年度 (2013年)	平成26年度 (2014年)
電話	1049	1072	870
面接	901	893	1007
その他			
合計	1950	1965	1877

### ③ 茨木市立男女共生センター ローズWAM

組織体制	1	運営主体	茨木市直営
	2	所管課	茨木市市民文化部 人権・男女共生課
相談実施状況	3	電話相談	火・祝を除く月～土 10:00～16:00 1～2名体制 電話回線2本
		面接相談	火・祝を除く月～土 10:00～16:00 2～3名体制
		その他専門相談	法律相談
	キャリア相談		
4	相談開始年度	平成12年(2000年)度	
相談員	5	雇用形態	嘱託職員・登録ボランティア
	6	研修	スーパーバイズ・事例検討会・外部講師による講座
	7	資格等	社会福祉士・精神保健福祉士・臨床心理士・女性相談経験
相談内容	8	相談件数	下表
	9	特徴的な変化	—
	10	事業化	—
	11	相談マニュアル	なし
	12	相談予算	1235万円 (専門相談を除く相談員の人件費)
DV	13	配暴機能	ある 茨木市配偶者暴力相談支援センター
	14	女性相談との連携	主訴がDVから別の問題に変わっていても、引き続き女性相談として対応
男性相談	15	実施方法	月2回3時間の電話による相談 委託1名 平成26(2014)年度12件 平成27年(2015年)度11月末30件
	15	女性相談との連携	していない

相談件数

	平成24年度 (2012年)	平成25年度 (2013年)	平成26年度 (2014年)
電話	1401	1664	2212
面接	844	1158	1508
その他	202	195	154
合計	2447	3017	3874

④ 高槻市立男女共同参画センター

組織体制	1	運営主体	高槻市直営
	2	所管課	高槻市市民生活部 人権・男女共同参画課
相談実施状況	3	電話相談	火曜日9:30～16:30 金曜日17:00～19:30 相談員1名 電話回線1本
		面接相談	火曜日9:30～16:30 金曜日17:00～19:30 相談員1名
		その他専門相談	法律相談
	DV相談		
4	相談開始年度	昭和58年(1983年)度	
相談員	5	雇用形態	業務委託
	6	研修	していない
	7	資格等	有 カウンセラー資格
相談内容	8	相談件数	下表
	9	特徴的な変化	—
	10	事業化	—
	11	相談マニュアル	なし
	12	相談予算	2,492,246円
DV	13	配暴機能	無
	14	女性相談との連携	している 当課DV相談へ相談内容に関する情報提供
男性相談	15	実施方法	無
	15	女性相談との連携	無

相談件数

	平成24年度 (2012年)	平成25年度 (2013年)	平成26年度 (2014年)
電話	477	408	356
面接	205	169	165
その他	0	0	0
合計	682	577	521

⑤ 摂津市立男女共同参画センター ウィズせつつ

組織体制	1	運営主体	摂津市直営
	2	所管課	摂津市 市長公室 人権女性政策課 男女共同参画係
相談実施状況	3	電話相談	毎週土曜日 10:00～16:00 相談員1名 電話回線1本
		面接相談	第1火曜日 13:00～16:50 第3火曜日 15:00～19:50 第2・4木曜日 10:00～12:50
		その他専門相談	法律相談 第2火 14:00～16:40 第4火 17:00～19:40
	4	相談開始年度	平成10年(1998年)度
相談員	5	雇用形態	業務委託 電話・法律相談は委嘱
	6	研修	していない
	7	資格等	あり 面接:フェミニストカウンセラー 電話:特になし
相談内容	8	相談件数	下表
	9	特徴的な変化	出会いのきっかけが「SNSを通じて」が増えた。
	10	事業化	中高生へのデートDV出前講座、思春期の子を持つ親向けの講座
	11	相談マニュアル	いない
	12	相談予算	2,256,000円
DV	13	配暴機能	無
	14	女性相談との連携	している
男性相談	15	実施方法	市役所 人権女性政策課で実施 第4水曜日 13:00～16:00 相談員1名 26年度 1件
	15	女性相談との連携	していない

相談件数

	平成24年度 (2012年)	平成25年度 (2013年)	平成26年度 (2014年)
電話	111	123	56
面接	90	97	132
その他	100	73	64
合計	301	293	252

⑥ 東大阪市立男女共同参画センター イコーラム

組織体制	1	運営主体	指定管理者
	2	所管課	東大阪市男女共同参画課
相談実施状況	3	電話相談	①女性のための電話相談 毎日 10:00～17:00 休館日 第4月曜日除く
		面接相談	②個別面接相談 火・木・土 10:00～12:00 13:00～16:00 第4火のみ 10:00～12:00 13:00～16:00 18:00～20:00
		その他専門相談	③女性のための法律相談 毎月第1水 13:00～16:00 要予約
	④労働相談 第2土 13:30～16:20 要予約		
4	相談開始年度	平成15年(2003年)度	
相談員	5	雇用形態	業務委託
	6	研修	実施 府のブロック会議や本市のDVネットワーク会議へ出席
	7	資格等	ない
相談内容	8	相談件数	下表
	9	特徴的な変化	—
	10	事業化	—
	11	相談マニュアル	一部作成
	12	相談予算	指定管理委託料に含まれる
DV	13	配暴機能	ない
	14	女性相談との連携	ない
男性相談	15	実施方法	電話相談 相談員1名 平成26年(2014年)度18件
	15	女性相談との連携	していない

相談件数

	平成24年度 (2012年)	平成25年度 (2013年)	平成26年度 (2014年)
電話	1439	1311	1586
面接	655	639	641
その他	0	0	0
合計	2094	1950	2227

⑦ 枚方市男女共生フロア ウィル

組織体制	1	運営主体	枚方市直営とNPO法人の委託を併用
	2	所管課	枚方市人権政策室男女共同参画担当
相談実施状況	3	電話相談	月曜日 10:00～12:00 13:00～17:00 木曜日 13時～16時、17時～21時 相談員3名 電話回線1本
		面接相談	水曜・金曜日 13:00～21:00(祝日17:00) 金10:00～17:00 相談員3名
		その他の専門相談	法律相談 毎月第2土曜日 13:30～17:00
	4	相談開始年度	平成4年(1992年)度
相談員	5	雇用形態	業務委託
	6	研修	直近では、地域包括支援センター業務、連携の在り方を検討
	7	資格等	無 相談業務経験者を優先的に採用している
相談内容	8	相談件数	下表
	9	特徴的な変化	—
	10	事業化	—
	11	相談マニュアル	していない
	12	相談予算	7,856,000円
DV	13	配暴機能	ある ひらかたDV相談室
	14	女性相談との連携	している 女性相談から配暴センターを案内、その逆もあり
男性相談	15	実施方法	NPO法人に委託
	15	女性相談との連携	している

相談件数

	平成24年度 (2012年)	平成25年度 (2013年)	平成26年度 (2014年)
電話	632	608	581
面接	619	458	434
その他法律	125	116	117
合計	1376	1182	1132

⑧ 寝屋川市立男女共同参画推進センター

組織体制	1	運営主体	寝屋川市直営
	2	所管課	寝屋川市 人・ふれあい部 人権文化部
相談実施状況	3	電話相談	毎週金曜日 13:00～17:00(受付16:30) 相談員1名 電話回線1本
		面接相談	月曜日:9:30～12:40 水曜日:13:30～16:40 相談員1名
		その他の専門相談	④女性のための法律相談
	4	相談開始年度	平成13年(2001年)度 法律相談は、平成18年(2006年)度
相談員	5	雇用形態	業務委託
	6	研修	実施 各セミナーなどでの研修
	7	資格等	ない
相談内容	8	相談件数	下表
	9	特徴的な変化	—
	10	事業化	—
	11	相談マニュアル	していない
	12	相談予算	電話・面接 1,932,000円 法律 396,240円
DV	13	配暴機能	ない
	14	女性相談との連携	ない
男性相談	15	実施方法	月1回 第2水曜日 7:00～9時 12名
	15	女性相談との連携	していない

相談件数

	平成24年度 (2012年)	平成25年度 (2013年)	平成26年度 (2014年)
電話	3	9	13
面接	63	51	42
その他	529	752	658
合計	595	812	713

⑨ 西宮市男女共同参画センター ウェーブ

組織体制	1	運営主体	西宮市直営
	2	所管課	西宮市男女共同参画課
相談実施状況	3	電話相談	月・木曜日 10時～12時、13時～16時 相談員1名 電話回線1本
		面接相談	火・水・土曜日 10時～12時、13時～16時 相談員2名
		その他専門相談	法律相談 第3金曜日 14時～17時
	4	相談開始年度	平成12年(2000年)度 電話相談
相談員	5	雇用形態	電話相談は委託、面接相談は嘱託職員
	6	研修	実施 スーパーバイザーによる研修 年2回
	7	資格等	ある フェミニストカウンセラー
相談内容	8	相談実績	別表
	9	特徴的な変化	DVで精神的暴力・モラハラの相談が増え、離婚への対応に苦慮している。(DVの立証が難しいため)
	10	事業化	相談企画講座を年2回開催している
	11	相談マニュアル	していない
	12	相談予算	2,652,000円(嘱託報酬は除く)
DV	13	配暴機能	ある
	14	女性相談との連携	している 庁内の配暴力センター
男性相談	15	実施方法	—
	15	女性相談との連携	—

相談件数

	平成24年度 (2012年)	平成25年度 (2013年)	平成26年度 (2014年)
電話	519	503	549
面接	832	879	865
その他法律	53	52	55
合計	1404	1434	1469



⑩ 宝塚市立男女共同参画センター エル

組織体制	1	運営主体	指定管理者以外の団体等
	2	所管課	宝塚市人権男女共同参画課
相談実施状況	3	電話相談	月・火・金曜日 10時～12時 13時～16時 相談員1名 電話回線1本
		面接相談	第2・4水曜日 10時～12時50分 第1・3・5土曜日 10時～12時50分 相談員1名 各日1名、曜日ごとにカウンセラーは異なる
		その他専門相談	法律相談
	キャリアアップ相談		
4	相談開始年度	平成元年(1989年度)	
相談員	5	雇用形態	業務委託
	6	研修	実施している
	7	資格等	ない
相談内容	8	相談実績	別表
	9	特徴的な変化	—
	10	事業化	サポートグループカウンセリング
	11	相談マニュアル	していない 受付マニュアルは作成
	12	相談予算	2,291,000円
DV	13	配暴機能	あり
	14	女性相談との連携	している
男性相談	15	実施方法	—
	15	女性相談との連携	—

相談件数

	平成24年度 (2012年)	平成25年度 (2013年)	平成26年度 (2014年)
電話	112	111	113
面接	719	726	797
その他法律	53	70	57
合計	884	907	967

## IV 課題の抽出

### 1. 吹田市の現状 【日本経済新聞 数字で見る関西の人口 抜粋】

総務省が2月末に発表した平成27年（2015年）国勢調査の人口速報値によると、近畿2府4県の人口10万人以上の市町村で10年調査比の伸び率トップが、吹田市である。

伸び率上位には、大型マンションや郊外の宅地開発で子育て世帯の流入が続く大阪北部や滋賀県南部の自治体が並んだ。

大阪府北部に位置する吹田市の人口増加率は5.3%。ファミリー向け住宅の供給増で大阪市などから子育て世帯の転入が続く。

市の分析によると、千里ニュータウンの再開発で民間マンションの建設や府営住宅の建て替えが進み、住民が約7800人（約310世帯）増えたという。鉄道アクセスの良さから、転勤世帯の人も高い。

### 2. 相談事業の課題

#### I 相談事業の現状

- ①相談件数は、年間400件台で推移しているが、ほぼ横ばいで、平成24年（2012年）度以降は減少傾向にある。
- ②「電話相談」・「悩みの相談」・「DV相談」・「法律相談」において、開設時間等の変更はあったが、相談内容については、大きな変化はない。  
近年、ひとり親家庭や若年女性の貧困等生活困難を抱える人が増加している中で、その変化が相談件数・相談統計からは、読み取れない状況である。
- ③「DV相談」において、相談内容は「夫婦」の問題となるが、DVの場合、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、社会的暴力、性的暴力等の項目をつくり、暴力の状況が浮かび上がるように工夫することが必要である。
- ④「電話相談」の1日あたりの相談件数は、平成26年（2014年）度は、3.17件/1日、平成27年（2015年）度は、2.7件/1日（1月末）である。1日の相談時間は、10時～17時の7時間であるため、電話相談1件あたり、2時間以上を費やしていることとなる。電話相談対応時間について、2月末時点 120件を調べたところ、0～10分 22件、10～20分 13件、20～30分 23件、30分以上 62件であり、ほぼ半数は、相談時間30分以内におさまっており、電話相談の待機時間が長いと推察される。「電話相談」は、匿名性・即時性等において、市民が利用しやすい相談であり、市民が気軽に利用するためには、「電話相談」時間を拡充する・相談事業の広報を強化することが必要である。
- ⑤相談員は、開設当初から現相談員の皆さんに依頼をしてきたが、「電話相談」・「面接相談」・「DV相談」の連携が少ない。担当者連絡会議は年2回開催しているが、相談員同志の横の連携が取りづらい状況である。

⑥相談組織図から、デュオは他部署との連携が密である。特に「すいたストップDVステーション」とは緊密な連携のもとDV被害者支援を行っている。

## II 市民ニーズを把握する

1. 「暴力」に対する啓発・学習等が必要である
2. 「すいたストップDVステーション」とともに、デュオの認知度を上げる
3. デュオの相談事業の強化
4. デュオの認知度を上げる
5. キャリア相談・ライフプランニング相談等のニーズがある

「すいたストップDVステーション」は、オレンジとパープルのダブルリボンバッチの作成、個別カードの作成等積極的な広報を実施しているが、デュオの相談事業の情報は記載されていないため、市民には連携がみえづらい状況にある。また、デュオの認知度を上げるために、広報を強化（リーフレット・情報カード等）の作成、ホームページ等の充実を図る必要がある。また、キャリアアップ・就労支援等の講座開催と合わせて、相談事業の多様化を図ることも中長期的には必要である。

## III 近隣自治体相談事業調査

- ①吹田市は、女性問題・男女共同参画への取り組みの先進都市で、「女性の生き方相談」も昭和63年から開始している。しかし、近隣都市に比べて相談件数が少ない。
- ②人口が増加している北摂地域の3都市で、人口が30万人を超える場合、吹田市 417件・豊中市 1,877件・茨木市 3,874件 となっている。
- ③相談開始年が早い都市順で比較すると、高槻市〔昭和58年（1982年）度〕521件・吹田市〔昭和63年度（1987年）度〕417件、宝塚市〔平成元年（1989年）度〕967件となっている。
- ④相談件数が少ないという状況は、市民の相談ニーズを十分にはくみ取れていないと推察される。相談開設時間の変更や拡充を図り、市民に相談が利用しやすい状況にすることが必要。



### 市民ニーズに応える相談システムの構築にむけて

#### 1. 早期対応課題

- ☆市民が気軽に利用できる女性相談をめざすために
  - 相談実施時間の拡充→「電話相談」を拡充
  - 相談事業の広報の強化→相談リーフレット・カード等の作成
  - 相談内容を事業化する→相談統計等の見直し

#### 2. 中長期対応課題

- ☆市民の多様な悩みに対応できる相談事業をめざすために
  - 相談内容の多様化→グループ相談、キャリア相談、男性相談

## V 寄稿 「男女共同参画センターにおける女性相談のあり方」

景山 ゆみ子

(前名古屋市長男女平等参画推進センター相談担当主幹)

(東海地区「男女共同参画をすすめる相談事業」研究会顧問)

### (1) 男女共同参画センターにおける女性相談の目的

女性センターから男女共同参画センターへと名称が変えられてきて、15年余りが経過している。センターにおける相談事業もこの間、いろいろと変遷してきた。特に名称が男女となったことで、男性相談を開始した施設も多い。男性のニーズを受け止める窓口はそれはそれで必要かもしれないが、もう一度センターにおける女性相談の意義と役割を考えてみたい。

男女共同参画社会基本法では、男女の人権の尊重を基本に謳っている。しかし、日本のジェンダー格差は、世界経済フォーラムが毎年公表している数値を見ても101位[平成27年(2015年)度]と遅々として進まない現状があり、もどかしい思いもある。女性の置かれた現状の改善やジェンダー格差を縮める努力が今一つ功を奏さない。そんな中で、女性の声を受け止め、問題を再定義し、女性自身の持つ力を支援する女性相談は、個々人を対象にした個人の問題解決と女性のニーズから見える社会の問題を見据え、行政施策にフィードバック(課題提供)していくという両面を担う目的があるといえる。

### (2) 女性相談の置かれた状況

男女共同参画センターの設立やそこでの相談事業は、各自治体に任されていることもあり、相談へのニーズはあるものの相談事業そのものへの理解や積み上げが必ずしもスムーズに行っているとは限らない。児童福祉や高齢者福祉のように、国からの統一した通知や指示があるわけではなく、予算もこない中での厳しい環境がある。

そして、DV防止法施行後は、厚生労働省所管の配偶者暴力相談支援センター業務を合わせて行うところも出てきている。そのため、行政施策としての女性相談の現場が極めて複雑でわかりにくく、指揮系統も不明瞭になりがちである。第一線で相談を受ける男女共同参画センター相談員に、相談事業の意義や役割、置かれた状況が十分伝わらない中で、日々の業務が行われるという実態が起りやすい。相談員の雇用もまちまちで、週30時間の常勤に近い雇用は少なく、週何日とか月何日といった日割り業務となると、女性相談を担う相談員の責任や役割の認識も違ってくるであろう。人口100万を超える大都市なら相談件数も多数であり、相談員も複数必要になるだろうが、中小の都市では、相談員の雇用人数も限られよう。

### (3) 効果的な相談を支える「相談システム」の構築

こうした男女共同参画センター相談事業を巡るさまざまな現状を踏まえながら、市民から必要とされる相談事業を活性化し、相談者にとっても相談員にとっても安全で信頼できる相談事業を展開していくために、何が必要だろうか。

前述したように、男女共同参画センターは行政施策でありながら、男女共同参画社会基本法以外に基づく法律がない。そこで実施される相談事業も自治体によってかなりまちまちである。しかし、所期の役割を果たすために、中核都市等においても「相談システム」の構築は有用なものだろう。拠って立つ支柱を自ら構築して相談事業を可視化し、積み上げていくための枠組み作りと考えてよい。「相談システム」とは、相談を効果的に進めるための「しくみと働き」を意味する。具体的には、以下の項目等を基本に考え発展させていくことが求められる。

#### ① 相談体制（日時、相談員の配置等）

→ どのような体制で相談を受けるかの枠組み

#### ② 相談のフロー（流れ）（電話、面接、専門相談＜法律、こころなど＞）DV相談）

→ 相談室のどんな機能を利用して問題に取り組むのか

#### ③ 相談員が行うグループワーク、サポートグループ、セミナーなどの実施

→ 個別対応だけでなく、グループやセミナー参加で相談者の孤立感を緩和

#### ④ センターで行われる講座・セミナー、情報ライブラリーとの連携

→ さらに必要な知識や情報やスキルの提供

#### ⑤ 受理会議、カンファレンス、緊急カンファレンス、関係機関ケースカンファレンスなど

→ 相談員を支えるシステムとしてのカンファレンス

#### ⑥ スーパービジョン、研修（相談の質の向上）

→ 外部講師などにより幅広い領域の知識や相談スキルの向上

#### ⑦ 関係機関連絡会議、外部研修への参加

→ 関係する多様な機関との連携、ネットワークの構築

#### ⑧ コーディネーション委員会（相談員と職員、管理職等で相談システムについて検討）

→ 相談システムは常に再構築していく

#### ⑨ 相談事業報告書の発行

→ 市内外に向けて報告と発信のためのデータを作成

相談システムは、各地の事情によって違って来るだろうし、工夫がされるもの。また、常に新しく課題が出れば、改変していくもの。相談者に寄り添い、相談員をも守り、誰も孤立しないシステムが望ましい。

#### **(4)「相談事業」としての機能を果たすために**

1人の相談者が女性相談を利用し、自分の直面している問題が自分だけの問題ではないこと、解決の道筋をともに歩む相談員がいること、さまざまな知識情報や社会資源を活用できることなどを知っていくプロセス全体が正に女性相談だ。男女共同参画センターの相談は、単に電話や面接などの個別相談のみで完結するのではなく、相談者の力を問題解決に使えるように、さまざまな人や知識や情報につなぎ、相談者にとっての「社会的出会い」の場となるものである。相談室やセンターには、エンパワーメントを進めるさまざまな機能があり、相談者がそれらを十分に活用していけるような支援がセンターらしい相談であろう。

さらに、相談内容から見える課題は、市民のニーズであり、それらのテーマをセンターの講座やセミナーの実施につなげたり、各市の男女共同参画基本計画に提案する必要がある。相談には、まだ十分見えてこないさまざまな問題がひしめいている。そのためにも、相談員には説明責任を果たす役割がある。プライバシーに配慮しながらもどんな内容の相談があり、今後何を課題としていく必要があるかなど、市民や行政に発信していけるさまざまな試料を手に入れている。貴重な女性たちの声を代弁する機能をも含め、相談を事業として捉えセンターの中軸に据えるならば、センター全体の動きも変化するのではないだろうか。

平成 27 年（2015 年）度

吹田市立男女共同参画センターにおける女性相談の考察

平成 28 年（2016 年）3 月

吹田市人権文化部男女共同参画室

吹田市立男女共同参画センターデュオ

事業受託者：一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会